本大使副島種臣および欧米五か国公使の謁見を待たなけれ 行は、さらに十五年を経て、同治十二(一八七三)年の 日

ばならない。

第五九四回 一〇月二五日 水

東洋文庫所蔵の『壇廟祭祀節次』にみる 華夷一家」清朝の「継承と改革

東洋文庫研究員 石橋 崇雄

う問題があった。清朝もその例外ではなく、天朝としての 身に付けたことで中原の主となる天命を受けたと主唱した に実施したが、その際には歴代王朝が実施した国家祭祀の 正統性を示すべく古代からの伝統とされる国家祭祀を頻繁 舞の制」を中国古来の規定に則って如何に整備するかとい 重要課題の一つに、「大祀・中祀」の国家祭祀における「楽・ そも天朝としての正統性を示す上で避けることのできない ことを具現化する国政の試みを重ねることになった。そも が故に、国初の段階では殊更に「華夷一家」の天朝である 清朝 (一六一六~一九一二) は、外夷でありながら徳を

> 細かつ正確に伝える記録となると、ごく僅かしか残ってい ている。ただ、こうした清朝における国家祭祀の実態を詳 検証結果を踏まえた改革も付随させようとする試みを重ね 歴代王朝が記録して残したさまざまな解釈に対する独自 伝統をただそのまま模倣して継承するだけにとどまらず、

結することはできない問題に対し、ここでは漢文の改行に 漢文とでは改行方式が逆であることから両者をそのまま連 うとした試みであることが明瞭に窺える。但し、満洲文と らは、「華夷一家」を主唱する清朝の内在論理を具現化しよ を象徴する漢字とが一体となって成立するその記載方式か 異な方式を採っている。「夷」を象徴する満洲文字と「華」 文とを連結連動させて節次の記載が完結する満漢混用の特 文による記述となっており、内容の全く異なる満洲文と漢 楽章の題・歌詞、鐘譜・簫譜・笛譜、 容は満洲文による記述であるが、祭祀の標題、儀礼の名称、 文をみると、壇や廟ごとに実施する祭祀の具体的な進行内 料類のなかでも際立って稀有な記録である。祭祀節次の本 載しており、清朝の国家祭祀の実態を伝える貴重な文献史 四の国家祭祀における節次(式次第)を詳細かつ克明に記 首都北京の「大祀・中祀」として壇・廟で実施された計二 東洋文庫が独自に所蔵する『壇廟祭祀節次』一帙六冊は 舞図の舞形指示は漢

彙

三六九

語ごとには舞生や童子による舞形の記載と工尺譜による音色を分けて記す手法を用い、その各楽章における歌詞の一の鐘譜・簫譜・笛譜・舞図の舞形指示についてはそれぞれの鐘譜・簫譜・笛譜・舞図の舞形指示についてはそれぞれ歌詞の漢文は黒字で記し、祭祀の標題、儀礼の名称、楽章歌詞の漢文は黒字で記し、祭祀の標題、儀礼の名称、楽章おり、問題は尚も残る。また進行内容の満洲文と楽章の題・

刊しただけの現段階にして、 圜丘壇常雩礼・圜丘壇大雩礼・方沢壇」の で蘇ることになる。 復元でき、 祀の奉舞が世界初の試みとして音曲付きの連環画で正確に を解読して順次組み立てれば、大祀と中祀で実施された祭 衣や持ち物による舞の形を特定し、 例のないその特徴は枚挙に遑がない。ここに記録された着 ては手書きの鮮やかな彩色画で別冊に纏めるなど、 そもそも 清朝の国家祭祀がこれ以上ないほど具体的 『壇廟祭祀節次』の作成年代はいつなのか。 第一冊「凡諸祭祀・祈穀壇・圜丘 早くも新たな知見が多い。 付記された歌詞と記譜 訳注· 本二冊を公 他に類 壇 な形 壇

祭祀の儀礼改革を頻繁に繰り返すが、なかでも中国歴代王る。清朝では北京遷都を機に礼楽の制をはじめとする国家丘壇常雩礼」と「圜丘壇大雩礼」がその疑問に答えてくれ廟祭祀節次』に明確な記年はないものの、第一冊所収の「圜

通常の 製雲漢詩八章」を詠んでいる。「青衣童子上舞礼」における る宣王が旱魃を嘆く「雲漢」の詩に倣い、同一の詩体で「御 帝は「青衣童子上舞礼」のために、『詩経』「大雅」にみえ 上舞礼」を伴う「大雩礼」とを圜丘で実施することにした。 祭祀)」の壇がないことは問題であると判断した乾隆帝は て同年、天朝として皇帝親詣行礼である「雩祀」(雨乞いの の制における一大転機を迎えることになった。これを受け 楽舞の制を一括統制する専門部署にしたことで、 七(一七四二) 舞の制を重視し、 即位直後から壇・廟で実施する「大祀・中祀」における楽 朝として未曾有の最大版図を形成することになる乾隆帝 「kumuda 司楽・司楽官」や「kumusi 楽舞生・舞生」による 旱魃が甚大な場合に行う「進俎礼」はなく「青衣童子 「雩(雨乞い)」の礼で「進俎礼」を伴う「常雩礼 年には楽部を新設し、 その整備・改訂を重ねた。とりわ 国家祭祀に 国家祭祀 おける け乾隆

青衣童子の着衣・帽子・持ち物の形状・文様・色彩につ表示文字を付記した上で、その舞における文舞生・武舞生

13 .

壇大雩礼」に伴う「青衣童子上舞礼」や「青衣童子舞譜図譜の体裁が不統一なまま収録されている。これは、| 圜|

礼」における「青衣童子舞譜

の制には、

ツ、記述の明制を継

方式や

「武生舞譜・文生舞譜」の制と大きく異なり、

節次』の「圜丘壇大雩礼」によって詳細かつ具体的

の実態はこれまで未詳であったが、『壇廟祭祀

楽舞の制

ことができることになった。しかも、この「青衣童子上舞

承と改革」を跡付ける稀有な記録の一つであり、「華夷一制を整備するに際して試みた歴代王朝の伝統に対する「継東洋文庫所蔵の『壇廟祭祀節次』は、清朝が国家祭祀のえる記録として重要である。一次の制が未だ試行錯誤を繰り返していたことの反映と考えらの制が未だ試行錯誤を繰り返していたことの反映と考えらの制が未だ試行錯誤を繰り返していたことの反映と考えらの制が未だ試行錯誤を繰り返していたことの反映と考えらの制が未だ試行錯誤を繰り返していたことの反映と考えらの制が未だ試行錯誤を繰り返していた。

で、興味は尽きない。更に検証作業を続行し、その成果を映されていたのかを解明する上での史料としても甚だ貴重家」を主唱する清朝の内在論理が国家祭祀にどのように反承と改革」を顕付ける稱有な記鉤の一つであり 一華美一

公刊していきたい。